

検査の 背景

- ✓ 国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、以下の事業（**ワクチン接種事業**）を実施
 - ・ワクチンの確保
 - ・ワクチン接種に必要な物品の調達
 - ・ワクチン接種に係る事務の実施に必要なシステムの開発
 - ・都道府県及び市町村が行うワクチン接種に係る事務に対する補助金等（注）の交付 等
- （注）補助金等…負担金（新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金）、体制確保補助金（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金）及び包括支援交付金（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）のうち時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業と新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業）

検査の 状況

1. ワクチン接種事業に係る令和2、3両年度における国の支出済額：計**4兆2026億円**（予算現額に対する割合**68.4%**）
4年3月末現在で全人口の約8割が1回目及び2回目の接種を完了しており、全人口の約4割が3回目接種を完了
2. ①厚生労働省が計**8億8200万回分**のワクチンの確保に当たり作成していた資料には、**確保することにした数量に係る算定根拠が十分に記載されておらず**、それ以上の説明は得られず
 - ②同省は、納入数量及び配布数量を必要の都度確認していたのみで、納入数量と配布数量との差引きにより**在庫数量**を算出するなどしたことを示す**記録を作成せず**
 - ③同省は、アストラゼネカワクチンのキャンセルに係る契約に定められている**返金額の妥当性**について**確認せず**
3. 体制確保補助金に係る補助事業のうち、一部の自治体が接種機関等に支払った**接種協力金**について、本来は負担金により支弁される接種機関がワクチン接種のために通常必要とする費用や、本来は包括支援交付金の交付対象である接種回数等に応じた上乗せ額を対象に支払われたものではないことを**確認できず**
4. 一部の自治体において、OCRラインに記載されている情報が正しく読み取られず、**誤った接種記録**がワクチン接種記録システム（VRS）に登録。**解消のため追加的な業務や費用**が発生 等

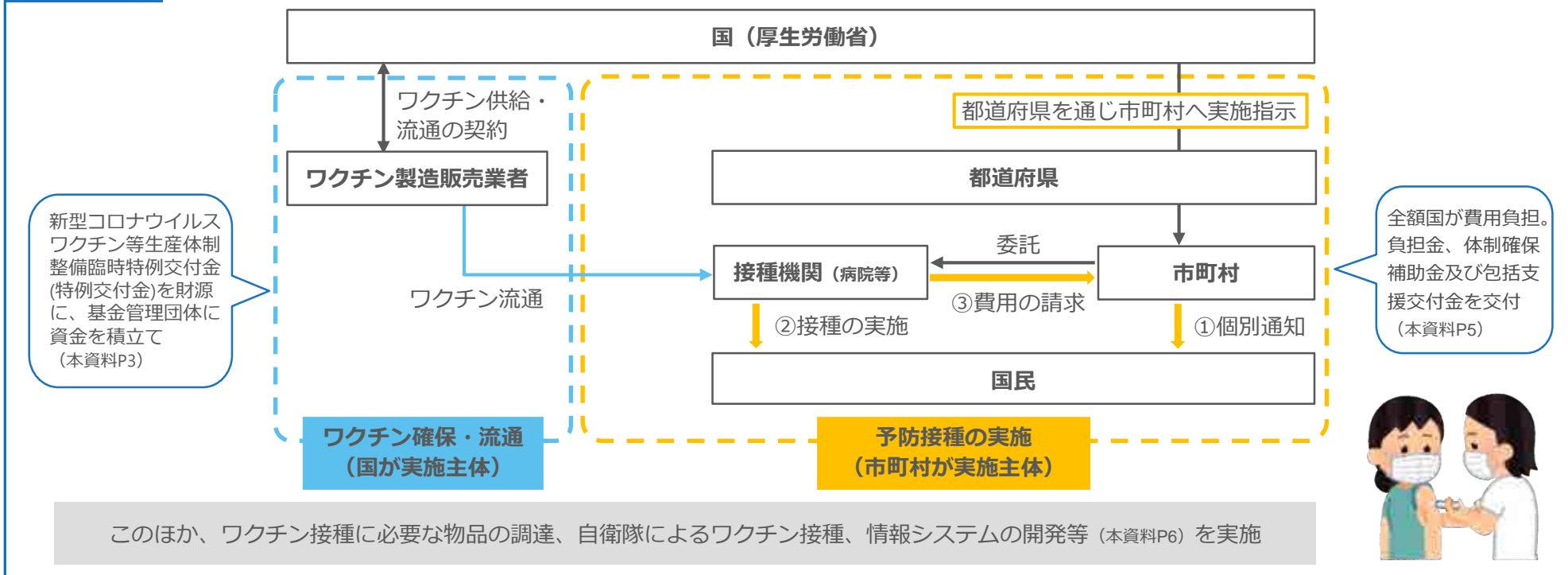
所見

- ✓ 厚生労働省は、①今後、ワクチンと同様に確保する数量に不確定要素のある物資を緊急で確保する場合であっても、当該数量に係る**算定根拠資料を作成**して保存し、事後に当該数量の妥当性を客観的に検証することができるようにすること、②ワクチン等の管理を適切に行うために、基本的な情報となる**在庫数量を適時適切に把握**することができるよう体制を整えること、③**返金額の妥当性を確認**するよう努めること（上記2への所見）
- ✓ 厚生労働省は、都道府県及び市町村に対して、接種機関等に支払った接種協力金を体制確保補助金の補助対象経費とする場合は、接種協力金の支払要綱等の策定又は改定に当たり、**明確な根拠**に基づいて接種協力金の支払内容、支払単価等を**決定**するよう指導すること（上記3への所見）
- ✓ デジタル庁及び厚生労働省は、今後、緊急的にシステムを導入する必要がある場合であっても、システムを利用する際に利用者に大きな負担が生じることのないよう、**仕様等について適切に検討**すること（上記4への所見） 等

検査の背景

ワクチン接種事業の概要（報告書P1～9）

（注）下図は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（抜粋）」を基に本院が作成



検査の状況1

ワクチン接種事業に係る国の決算の状況等（報告書P19～24）

（単位：億円）

	予算現額(A)	支出済額(B)	繰越額(C)	不用額(D)	執行率(B/A)
令和2年度	15,742	7,728	7,997	16	49.0%
3年度	45,619	34,298	8,154	663	75.1%

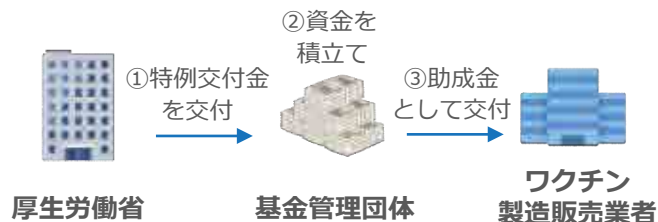
2、3両年度の支出済額：計4兆2026億円

執行率：68.4%

・4年3月末現在のワクチンの接種実績・・・全人口の約8割が1回目及び2回目の接種を完了、全人口の約4割が3回目接種を完了

検査の状況① ワクチンの確保の状況（報告書P24～32）

ワクチンの確保に係る費用の支払の枠組み



- ①厚生労働省は基金管理団体に対して特例交付金を交付
 - ②基金管理団体は、特例交付金を財源に資金を積立て
 - ③ワクチン製造販売業者からの請求に基づき、基金管理団体は、所要額を取り崩して、助成金として交付
- ・4年3月末までの基金管理団体に対する交付額：計2兆4498億円（事務費除く）
製造販売業者に対して交付された助成金の額：計1兆4578億円

確保するワクチンの数量

ワクチンの種別	ワクチン製造販売業者等名	令和4年3月末までに締結した契約等に係る供給量の計（回分）
ファイザーワクチン	ファイザー株式会社	3億9900万
モデルナワクチン	武田/モデルナ社	2億1300万
アストラゼネカワクチン	アストラゼネカ株式会社	1億2000万
ノババックスワクチン	武田薬品 <small>(注)</small>	1億5000万
計		8億8200万

(注) 武田薬品が米国のノババックス社から技術移管を受けて国内で生産等を行うことになっている

厚生労働省が計8億8200万回分のワクチンの確保に当たり作成していた資料には、**確保**することにした**数量に係る算定根拠が十分に記載されておらず**、それ以上の説明は得られず

このため



確保した数量が実際の必要数量に比べて著しく過大であれば、キャンセル料の支払や保管期限が到来したことによる廃棄といった**不経済な事態が発生しかねない**

所見

厚生労働省は、今後、ワクチンと同様に確保する数量に不確定要素のある物資を緊急で確保する場合であっても、当該数量に係る**算定根拠資料**を作成して保存し、事後に当該数量の妥当性を客観的に検証することができるようにすること

検査の状況2② ワクチンの管理の状況（報告書P32～34）

厚生労働省におけるワクチンの**在庫数量**の把握状況についてみたところ・・・

- ・ **納入数量**：ファイザー株式会社及び武田／モデルナ社からは週1回程度の頻度で、アストラゼネカ株式会社からは任意の時期に、それぞれ報告を受けていた
- ・ 都道府県、市町村及び接種機関への**配布数量**：ワクチン接種円滑化システム（V－S Y S）により確認できるとしていた



しかし



厚生労働省は、納入数量及び配布数量を必要の都度確認していたのみで、納入数量と配布数量との差引きにより在庫数量を算出するなどしたことを示す**記録を作成せず**
このため、4年3月の会計実地検査時点で、過去の特定日現在におけるワクチンの**在庫数量を把握せず**

所見

厚生労働省は、ワクチン等の管理を適切に行うために、基本的な情報となる**在庫数量を適時適切に把握**することができるよう、体制を整えること

検査の状況2③ アストラゼネカワクチンのキャンセルの状況（報告書P35～36）

アストラゼネカワクチンのキャンセルに係る経緯等

- ・ アストラゼネカワクチンの都道府県等への配布数量は、令和3年度末の段階で18万5900回分と僅かな量にとどまる
- ・ 厚生労働省は、4年2月1日にアストラゼネカ株式会社と別途の契約を締結して、以下のことなどを定めた
 - ① ワクチン供給契約上確保することにしていた1億2000万回分のうち、同日時点で同社が同省に納入していないアストラゼネカワクチン（同省の要求に基づき、同日以降納入することが決定されていたものを除く。）6225万余回分をキャンセル
 - ② 同省と同社がアストラゼネカワクチンの流通業務が完了したと認めるときに**同社が一定額を同省へ返金**する

4年3月の会計実地検査において、上記契約の内容について確認したところ・・・



厚生労働省は、上記契約に定められている同省へ**返金することとなっている金額の妥当性**について**確認せず**

所見

厚生労働省は、返金することとなっている金額の**妥当性について確認**するよう努めること、また、今後、ワクチンの確保に係る費用の精算を行うための契約を締結するなどの場合は、精算額の算定根拠となる資料を入手するなどして、その**妥当性を適切に確認**すること

検査の状況3 補助事業の実施状況等（報告書P40～45）

厚生労働省がワクチン接種事業で交付する補助金等

- ・負担金（市町村が支弁するワクチン接種事業に要する費用として市町村に交付）
- ・体制確保補助金（ワクチン接種のために必要な体制を実際の接種より前に着実に整備することを目的として都道府県及び市町村に交付）
- ・包括支援交付金（時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業について都道府県に交付）

体制確保補助金に係る事業のうち、5都県及び65市区がワクチン接種に協力した接種機関等に支払っていた「接種協力金」について確認したところ…

30市区は、接種協力金の支払要綱等を策定するに当たり、接種協力金の全部又は一部について…

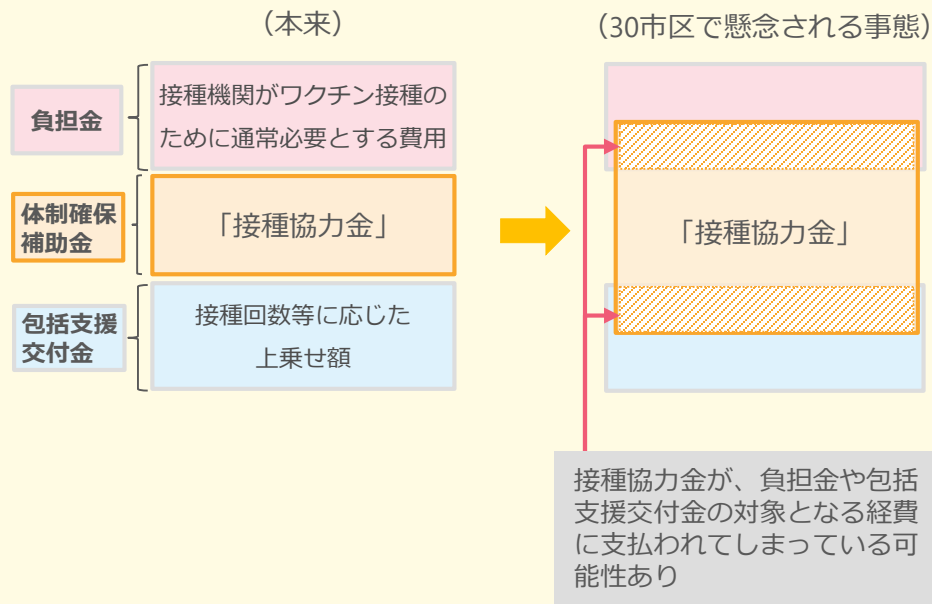
- ・具体的な経費の積算を行うなどしていなかった
 - ・明確な根拠に基づくことなく支払内容や支払単価を設定していた
 - ・支払対象経費が何であるかを具体的に定めていなかった
- （30市区が2、3両年度に支払った接種協力金の額：54億9159万円）

このため

支払った**接種協力金**について、以下の内容を**確認できず**

- ・本来は負担金により支弁される接種機関がワクチン接種のために通常必要とする費用ではないこと
- ・本来は包括支援交付金の交付対象である接種回数等に応じた上乗せ額を対象に支払われたものではないこと

接種協力金の支払に係るイメージ図



所見

厚生労働省は、都道府県及び市町村に対して、接種機関等に支払った接種協力金を体制確保補助金の補助対象経費とする場合は、接種協力金の支払要綱等の策定又は改定に当たり、**明確な根拠**に基づいて接種協力金の支払内容、支払単価等を**決定**するよう指導すること

検査の状況4 ワクチン接種事業に係る国の情報システムの開発等の状況（報告書P51～55）

ワクチン接種事業に係る国の情報システムの概要

ワクチン接種円滑化システム（V-SYS） 厚生労働省が開発、令和3年1月稼働

（主な機能）国等の担当者が配布量等を登録、ワクチン製造販売業者が**配布量**を把握、登録情報を統計情報として公表 等

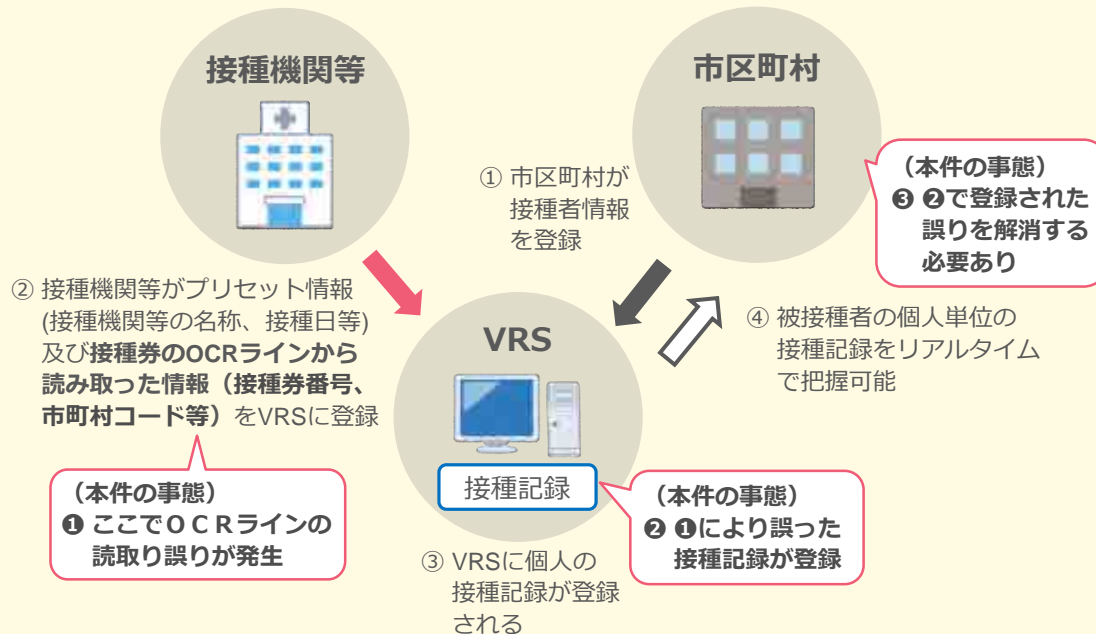
ワクチン接種記録システム（VRS）

内閣官房が開発、3年4月稼働（運用・保守は3年9月以降はデジタル庁）

（主な機能）接種者情報等を登録、市町村等の担当者が**接種記録**を把握、接種情報の公表 等



VRSへの情報登録の流れと本件の事態（赤枠）



検査対象とした305市区町村の4年7月末における状況をみたところ・・・



216市区町において、OCRラインに記載されている情報が正しく読み取られなかったことにより、以下のような事態が発生

- ・ある被接種者の接種記録が、誤って別の者の接種記録として登録
- ・誰のものかわからない接種記録が登録

上記のことから、開発期間が短く、仕様の検討を十分に行えなかったなどのやむを得ない事情があったものの、**誤って登録された接種記録の解消のため追加的な業務や費用が発生**

所見

デジタル庁及び厚生労働省は、今後、今般のワクチン接種事業により開発されたシステムのように、緊急的にシステムを導入する必要がある場合であっても、システムを利用する際に利用者に大きな負担が生じることのないよう、**仕様等**について**適切に検討**すること